



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 79 (2017年7月20日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 79 は「最高裁判決：薬物の使用禁止という就業規則に違反した従業員」についてお送り致します。本判決は、2015年の最高裁(労働裁判所)の判決になります。

泰日経済技術振興協会で労働法の講師をしている際に「薬物使用と解雇」の質問を多く受ける事があります。従前は「刑法違反であることから解雇は合法である」という考えが一般的でした。最近のタイ国の考えとしては「薬物使用は病気である」、「更正の機会を与える」という考えに移行しつつあります。判決文だけ読みますと詳細が判らないため、後半部分に解説を入れました。

薬物の使用禁止という就業規則に違反した従業員 (最高裁判決:12290/2558)

原告：社員A

被告：会社X

原告は会社X(被告)の従業員(社員A)である。社員Aはメンテナンス部マネージャーである。社員Aは、2012年7月17日、会社X(被告)により「職場で薬物を使用したことを理由に解雇された」と訴えた。

しかし、会社Xは「社員Aは自主退職であり解雇をしていない」と反訴した。よって、訴訟の論点は、解雇したか否かに絞られる。

社員Aによると、薬物摂取は事実ではないと会社Xに申し出たが、解雇は実施された。被告である会社Xは次の通り証言した。

2012年4月28日、社員Aに対し薬物検査を実施し、陽性反応を示したため薬物更正機関に送致した。2012年6月頃、会社Xは社員Aの身体からアンフェタミン系薬物を検出したとの結果を受け取った。その後、会社Xは、社員Aおよび他の11人の従業員と共に治療に行くよう促したが、社員Aはこれを拒否した。会社Xは、2012年6月頃の時点で、社員Aに対する解雇の意思表示を行っていなかったが、社員Aは欠勤し、出社しなかった。

中央労働裁判所は、本件について検討の結果、社員Aに対し解雇補償金、金利、その他費用を支払うよう判決を下した。会社Xは判決を不服とし最高裁判所に上告した。

最高裁判所の見解は、次の通りである。

会社Xは、勤務時間を2シフトに設定している。即ち、昼シフトと夜シフトがある。2012年7月17日、社員Aは夜シフトであったが、会社Xは、会社Xの就業規則である“薬物使用の禁止規則に対する違反”を理由に社員Aが勤務することを許さず、懲罰を与えた。翌2017年7月18日、社員Aは会社Xに、懲罰理由について詳細を開示するよう質問したが、会社Xは社員Aに自主退職するよう仕向けた。会社Xが、社員A自ら退職するよう仕向け、会社Xの下で勤務させないようにすることは、解雇に当たるとした。会社Xは、社員Aに対する解雇補償金の支払を逃れるため、「社員Aを解雇していないにも関わらず、社員Aが無断欠勤し、自ら出勤しなくなった」との論争を展開した。

よって、本件の論点は、被告である会社Xが社員Aを解雇したか否かに絞られる。会社Xが言及した“薬物使用の禁止規則に対する社員Aの違反行為の事実関係”につき、被告が上告した件については、中央労働裁判所が判定しなければならない案件の論点ではない。中央労働裁判所の“会社Xが社員Aを解雇した事実関係に関する見解”は、中央労働裁判所が判決を下したように、社員Aに落ち度がないにも関わらず会社Xが社員Aを解雇したことに等しい。最高裁判所は、その判断を支持し、会社Xの上告を棄却する。よって判決は覆らない。

(以上)

~~~~~

## 【 解 説 】

労働局に「薬物の使用と解雇」について問い合わせをしました。

労働局によると、売買と使用では、従業員に対する処遇が異なるとのこと。売買に対しては従前通り刑法により厳しく処罰されます（最高刑：死刑）。

最近の傾向として、薬物使用に関しては、たばこ、アルコールと同様に「依存症（病気）」と捉えられています。

各企業で以下につき確認しなければならないとのこと。

①就業規則の「薬物」の規定、懲罰を確認。就業規則により解雇した場合は、解雇は可能であるが、訴えられた場合は、会社側が敗訴（補償金支払い）の可能性がある。

②更正の機会を与えたか否か？

③更正の機会を与えた→再度使用した（解雇可能） \* 契約書、覚書など交わすこと。

1. 働きながら+厚生施設へ通う

2. 休みを取らせる+厚生施設（病欠、用事、有給）

注：厚生施設に本人が行かなかった場合：行かなかった場合の処遇を書面に入れる。

上記のように「更正の機会の有無」および「書面で契約内容の保管」が解雇した際に、解雇補償金の有無に関わってきます。

本件（最高裁判決：12290/2558）については、あくまでも予測の範囲ですが、ほとんどの行為が「口頭」でなされていた可能性が高く「文書」で証拠として証明できない事が、会社側に不利な判決になった可能性が高いです。また、労働裁判所は「薬物使用の有無については審議しない」、「あくまでも解雇が適法か否かが論点」という姿勢です。会社側として、就業規則がどのようになっているのか、就業規則に則って経営されているのか、懲罰規定はどうなるのか、警告書など文書で残る形なのか・・・これらが重要であると考えます。

~~~~~

【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。
2. 本情報のタイ語をご入用の場合は「500THB」となります。
(日本語訳文は意識となり、タイ語に無い文言を追加した箇所があります)

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2017年8月17日(木)です

【お知らせ】

勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

去る7月6日(木)泰日経済技術振興会にてセミナー講師を致しました。

タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

今回のテーマは「解雇：事例と判例」でした。参加者の方々が抱える労使問題、疑問を事例として取上げ、解雇のみではなく、労災、日本への技術研修、秘密保持など…より実務に沿った内容での講義となりました。タイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していききました。

2017年度の後期日程は以下の通りです。

1回目：10月12日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」

2回目：11月9日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3回目：12月7日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで
お問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：japanese.course@tpa.or.th

Tel: +66-2717-3000~3029 ext.754

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイで成功するためには必携

新刊



タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

知っているのと、知らないのでは**裁判**になってからでは**遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置・労働訴訟法

指差して日タイ相互理解が可能

日本語-タイ語 対訳



タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

新たな法改正を収録した最新版

- 【収録法令】
- 付加価値税 (VAT)
- 所得税
- 事業税

タイ国 ビジネス法規集

日本人が知るべき**基礎的**な**法律**を1冊に**集約**

- 【収録法令】
- 外国人事業法
- 会社法
- 外国人就労法
- 工場法
- 公開株式会社法



「タイ国 労働判例集 1 (130選)」

- 実際に発生した**労働訴訟**を**14ケース**に分類して収録。
(日本語のみ)

タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法 安全・環境・危険物 これ**1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定



TJプランナライ リクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: jpntrans@tjprannarai.co.th